

「由布市議会だより」における表紙写真の募集に関する要領

1. (目的)

市民に親しまれる市議会だよりの作成の一環として、年4回（2月、5月、8月、11月）発行する「由布市議会だより」の表紙写真を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2. (募集する写真)

由布市内で撮影された人・物・名所・四季折々の風景・学校行事・地域行事・祭り等の写真。

3. (応募条件)

応募する写真は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 応募者本人により、由布市内で撮影されたもの。
- (2) 応募者自身に著作権があり、未発表のオリジナル作品であるもの。
- (3) 被写体が人物の場合または個人の所有物である場合は、被写体本人（未成年の場合は保護者）または所有者の承諾を得たもの。
- (4) 画像加工をしていないもの。ただし、映り込む人物に対する肖像権への配慮を目的とした加工（モザイク、ぼかし処理等）は、その限りでない。
- (5) デジタルデータで提出できるもの。データのサイズは問いません。

4. (応募上の注意)

写真を応募される場合、応募者は以下の内容に同意したものと見なす。

- (1) 著作権・肖像権に関する問題の責任については、市議会では一切負わないこと。
- (2) 採用となった作品の著作権は、市議会に帰属すること。
- (3) 編集上必要があれば、トリミングや縦横比・明暗等の調整を行う場合があること。
- (4) 応募にかかる一切の費用は応募者負担となること。
- (5) 応募に対し、市議会から賞品等の贈呈は行わないこと。

5. (応募方法)

ホームページに掲載する受付フォームより、以下の内容を添えて応募すること。なお、収集する個人情報については議会だより表紙写真公募に関する事務でのみ利用する。

- (1) 応募する写真データ、1点
- (2) 写真のタイトル、撮影場所、撮影日
- (3) 応募者の氏名、住所、電話番号
- (4) 匿名希望の有無
- (5) 写真に対する思いなどのコメント（あれば100字以内で）

6. (応募の締切)

選考・校正・印刷に一定の時間が必要なため、締切日は以下のとおりとする。

- (1) 2月発行号・・・1月10日締切
- (2) 5月発行号・・・4月10日締切
- (3) 8月発行号・・・7月10日締切
- (4) 11月発行号・・・10月10日締切

7. (選考・採用・掲載)

選考、採用から掲載までの流れは、以下のとおりとする。

- (1) 締切までに応募された写真は、由布市議会「議会広報編集特別委員会」で選考する。ただし、応募された写真ではなく、議会で用意した写真となる場合もある。
- (2) 選考結果については、議会だよりの発刊をもって発表されたものとする。
- (3) 採用された際には「写真タイトル」「応募者住所（町名のみ）、または撮影場所」「応募者氏名」を掲載する。ただし、匿名を希望された方の氏名は掲載しない。
- (4) 採用された写真の応募者へ、完成した冊子2部を郵送する。

8. (問合せ先)

問合せ先は、由布市議会事務局とする。ただし、審査内容に関する問合せには応じない。

9. (附則)

この要領は、令和6年10月11日から施行する。